

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和3年11月22日 ~ 令和4年3月11日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立 尾崎保育所 ノダシリツ オザキホイクショ		
所 在 地	270-0235 千葉県野田市尾崎1714		
交通手段	東武アーバンパークライン 川間駅より車で5分(徒歩25分)		
電 話	04-7129-2009	FAX	04-7129-2066
ホームページ	https://www.nihonhoiku.co.jp/blog/osaki/		
経営法人	株式会社 日本保育サービス		
開設年月日	平成19年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	18	30	30	30	30	150		
敷地面積	573.04㎡			保育面積		372.57㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育 ○		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルに沿って実施								
食事	朝おやつ(乳児) 昼食 おやつ 補食・夕食(延長保育)								
利用時間	月~土 7:00~20:00 日・祝 7:00~18:00								
休 日	12/29~1/3								
地域との交流	高齢者・小学生・中学生職場体験・実習生受入・園だより・畑借用								
保護者会活動	保護者会・運営委員会(年2回)・行事参加、手伝い ・アンケート調査								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	16	17	33	※うち3名派遣
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	23	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	5	3	※用務3名

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	認可保育所の為、野田市保育課に申し込み。 問い合わせ先〈野田市児童家庭部保育課〉 電話：04-7125-1111 内線：2175・2149 月～金（年末年始は除く）		
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分		
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で昼間、子どもの保育ができない場合でかつ同居の親族やその他の人が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。ただし年末、年始は休所となります。		
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付けの入所となり、受付は入所希望日の前月10日までの申し込み		
入所相談	野田市市役所保育課、当保育所で随時お受けしております。		
利用料金	保育料は所得税、市民税、児童年齢などで異なる。午後6時以降の保育には延長料金が別途必要。10月から3歳以上児保育料無償化となり、給食費(副食費・主食費)保護者負担となる。		
食事料金	3歳未満は保育料に含まれる。3歳児以上給食費保護者負担		
苦情対応	窓口設置	①尾崎保育所苦情受付担当者；沖山 理恵子 ② // 苦情解決責任者；増本 幸恵 ③野田市；児童家庭部保育課	
	第三者委員の設置	石山 義男	濱野 愛子

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>運営理念 ①安全&安心を第一に保育・育成を実践します ②いつまでも思い出に残る施設となるよう日々の保育を大切にします ③職員が楽しく働けることで子どもたちを笑顔にします ④地域とつながり支えあう施設として社会に貢献します ⑤常に時代が求める子育て支援施設を実践し続けます</p> <p>保育理念 未来（あす）を生きる力を培う</p> <p>保育方針 ①自ら伸びようとする力を支えます ②五感を養って感性を豊かにします ③後伸びする力を育みます</p> <p>園目標 ・元気で優しい子 ・自分で考えながら行動出来る子 ・心豊かで創造力がある子</p>
<p>特 徴</p>	<p>①広い園舎、園庭に恵まれ、体を十分に使った遊びが充実しています。 ②園内には大きなプラタナスの木をはじめとした草木があり、園の目の前の借用畑を活用し食育を行うなど、自然豊かな環境で、生きる力を育みます。 ③子育て支援のひとつとして、保護者ニーズに応じ、近隣の保育所に通うお子様も含め、日曜・祝日の休日保育を実施しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>・定員150名の園で、広い園庭と豊かな自然に囲まれた環境の中さまざまな保育プログラム「英語・体操・リトミック」があり、専門講師と一緒に楽しく体験しています。「異年齢児保育」「休日保育（日・祭日）」も行っています。 また「食育活動」「クッキング保育」に力を入れていて栄養士と一緒に今年は「ベジトラグ」にも挑戦しています。特に食育活動では、子どもたちと野菜を育て収穫する喜びを味わい食べることで意欲にも繋がっています。園内外の畑では「じゃが芋」「さつま芋」掘りの体験もしています。 「ホームページ」「園ブログ」で園内外に情報を発信したり、「ハグノート」「パステル」などアプリを使用して保護者に向け情報提供をしています。 地域支援では、毎月「園庭開放・自由園庭開放」も行われ入所前の地域の保護者と子どもが来所しています。近隣の尾崎小学校との交流と連携も行われています。さらに、高校生（西武台）と、5歳児がオンラインでの交流も楽しみました。 子どもたちが主体性を持ちのびのびと安心して過ごせるよう、子どもや保護者の気持ちに寄り添い「丁寧な・・・」をモットーに保育が展開されています。最後に楽しく働ける職場として職員間のコミュニケーションも大事にしています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1, 保育理念・保育方針がしっかりとっていて、子どもが喜ぶ保育プログラムが展開されています。</p> <p>全国的組織であり保育理念などは明確にされており、尾崎保育所としての保育目標として「元気でやさしい子・自分で考えながら行動できる子・心豊かで創造力がある子」を掲げ、新保育指針で掲げられている、学校に行くまでに育てほしい10の姿を導入し日々新しい保育に努力されています。乳幼児には0歳児に愛着精神が持たれるように担当制を行う等温かい保育が日々行われています。また、子どもたちが喜ぶ保育プログラム(英語・リズム・体操)を取り入れ、プログラムに外部講師を迎え日々楽しく活動し保護者からの評判も良く信頼される言葉が多く得られています。</p>
<p>2, 専任看護師が一日常駐され、子ども・職員の健康管理・衛生管理に努められています。</p> <p>子どもたちの健康管理を見守るため、年間の保健計画を作成し、個々の子どもの健康状態や発育の把握・向上に努められています。毎月の発育測定、年2回の内科検診、歯科検診、尿検査を実施し、入所時から、一人ひとりの見守りが的確に行われています。コロナ対策を始め各種の感染症、衛生管理においては、保育室にも入り体調を確認し、子どもたちの健康状態を把握されています。保護者は、怪我や発熱の際などに看護師が身近に常にいるという安心感があります。</p>
<p>3, 提供する教育・保育の標準的マニュアルが整い、保育の基本や手順が明確になっています。</p> <p>規程・マニュアルが業務種別毎に制定されており、手順や注意事項が詳細に記載され保育業務に役立てられています。マニュアル類の理解については、所内研修で全員で読み合わせ・意見交換を行い、全員の周知理解に努められています。今年度は新型コロナ感染症対策として、運営本部より、詳細な内容の文書が各園に周知伝達がされています。</p>
<p>4, 食育に力を入れて、食育プログラムやアレルギー対応がきちんと立てられています。</p> <p>年間食育計画が各年齢ごとに立てられ、子どもたちの食への関心に努められています。食育の一環として、地域に根ざした「野田市の味噌づくりプロジェクト」という食育体制を作り、野田市内の5保育園で畑を借りて、5歳児がバスに乗って種まきに行き、収穫した大豆を使い味噌作りを体験しています。また、所庭の畑に、ブロッコリー、人参、サツマイモ等が栽培され、子どもたちは育成と収穫の喜びを体験しています。</p>
<p>5, 野田市全域から受け入れる子育て支援の一環として休日保育が行われています。</p> <p>野田市内2か所の保育所で受け入れている休日保育が、尾崎保育所で行われており、休日に仕事をされている保護者の方々に子どもを預けられるという安心感に繋がっています。休日に利用する子どもたちは、終日自由に遊べる喜びや、他園から来た友だちとのコミュニケーションや遊びを楽しんでいます。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1, 建物設備等が老朽化しているため、安全面からも施設の改善が必要と思われます。</p> <p>昭和51年(築45年)に建てられた保育所なので、設備の老朽化も進んでおり、保育を行う上での安全面を最優先して、その都度修理・修繕が行われているようですが、子どもたちの安全・安心を考慮すると、抜本的な改善策が必要と思われます。また、子どもたちが保育所前の道路に飛び出す危険性に備え、門扉の改善や安全監視員などの配置が望まれます。</p>
<p>2, コロナ禍が継続する中、保育参加、懇談会などが開催されない状況が続いており、保護者から工夫した開催が出来ないかなど不満の声が聞かれます。</p> <p>保育所行事の運動会は、クラス単位で見学等の時間をずらすなどの工夫も見られましたが、保育所内での普段の子どもたちの様子や、保育状況を知りたいという保護者の要求がアンケートの結果からも相当数提示されています。コロナ禍においても、保護者が少しでも満足するような行事開催や保育状況の報告などの意思疎通をはかる方法の工夫が望まれます。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取組み)</p> <p>保育理念・保育方針を基本に、安心して過ごせる環境と子どもたちに寄り添う保育を職員で協力しながら取り組んでいきます。 また、保護者の皆様からは貴重なご意見をいただきありがとうございました。 コロナ禍で、感染拡大・休園等を鑑み行事の縮小や中止をさせて頂きました。今後は、状況を踏まえて子どもたちの様子を見て頂けるよう、行事の見直し(方法)をすすめていきたいと思っております。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	6	
				7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行き、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	8	
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4					
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	2			1		
子どもの健康支援	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4			
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		29 食育の推進に努めている。	5			
		30 食育の推進に努めている。	5			
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	3	1		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
		計	134	2		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営本部ホームページやパンフレット、重要事項説明書、保育園業務マニュアルなどに「運営理念」「保育理念」「保育方針」が、また、クレド(全職員に配布している、行動規範が記されたカード)にも明記されています。 ・経営理念の「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」から、また、コーポレートメッセージ「すべては子どもたちの笑顔のために」により運営本部・保育所が目指す福祉サービスの方向性や考え方を読み取ることが出来ます。 ・「グループ運営理念」「保育理念」「保育方針」や各種マニュアル類などに法の趣旨や基本原則が盛り込まれております。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念・方針・目標は、保育所玄関・職員室に掲示がされています。また、職員全員に「クレド」(行動規範カード)を配付・携行させて、日頃から規範を意識して業務を行うよう取りまかれています。 ・ 保育理念・保育方針の研修や実践については、毎週の昼礼や職員会議の場等で、各クラスの保育や行事の実践の共有化がおこなわれています。 ・ 理念・方針の実践を日常の会議等で、意見交換や反省を行い見直しと向上が図られています。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所説明会の際に、理念・方針・目標が記載されている「重要事項説明書」と「入園のしおり」を配付し、保護者に丁寧な説明がなされています。 ・ 4月と11月に行う運営委員会の際や、個人面談・懇談会を年2回行い、保護者への説明や話し合いの場を設けられています。 ・ 毎月園だよりやクラスだよりを通して伝えるとともに、送迎時の会話も大切にされています。また、コミュニケーションアプリを使用し、クラスでの活動報告を写真付きで保護者へ配信し、理念・方針の実践面を具体的に伝えられています。 	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針をもとに千葉ブロックの中長期計画が設定され、それをもとに保育所の中長期計画を作成されています。 ・ 事業計画が具体的に設定され、課題が明確になっています。また、前後期で評価反省が行われています。 ・ 理念・基本方針、また「クレド」により重要課題が明確にされています。 ・ 地域の子育て支援施設としての役割を定期的に見直し、重要課題を明確にされています。 ・ 事業環境の分析については、運営本部担当者および責任者等が予算・実績の収支管理を行うと共に、保育所の運営課題の分析が行われています。 ・ 日常の保育の振り返りや行事の反省、保育運営上の反省・評価などから課題を明確にし、職員会議の場で情報共有が行われていますが全職員にいきわたるような透明性の確保が望まれます。 	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の課題に対しては職員会議や昼礼で話し合い、必要な事項は運営本部や千葉ブロックを統括するブロック長へ報告されています。また、園長会議の内容は、昼礼や職員会議にて所長から職員に報告し、内容の共有が図られています。 ・日々の保育中に起こる課題や保護者の意見等を取り入れて、見直しや評価を繰り返し改善・向上に努められています。 ・前年度の反省や要望、改善点等を考慮して事業計画を起案し、職員会議や昼礼の場で全職員にて検討し決定されています。実行後にはその都度計画の反省、評価、今後の課題、次年度への申し送り事項等の記録がされています。 ・運営本部や保育所の方針、課題は職員会議にて全職員に伝えられています。参加できなかった職員に関しては、同クラス職員間で伝え合い、議事録の確認が行われています。 		
6	<p>理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針に基づいた指導計画の実施状況や保育日誌に毎日目を通す中で、各クラス、個人に対する課題の把握やアドバイスを図られています。 ・日々の保育や行事の運営等、職員が自主的に話し合い立案し、進めていけるよう全体の会議だけでなく、3歳未満児・3歳以上児に分かれての会議や、リーダー会議等、少人数の会議を行うことで、より発言しやすいコミュニケーションの場を設けられています。 ・対象となる職員は、階層別研修を受講し、研修終了後は研修レポートを提出・回覧し、職員間で共有がはかられています。 ・職員毎に個別年間研修計画を立て、その内容を所長が確認し指導・助言を行われています。自由選択研修では、職員個々に必要であると思われる研修の受講を勧める声掛けも行われています。 ・日頃より職員一人ひとりの保育業務の状況を把握し、長期的に職員を育成・成長させていく評価が行われるよう心掛けられています。 ・保育業務全ての運営に関し、助言や支援をしながら全員の力で作り上げていけるようになることを目標とされています。 		
7	<p>全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則、保育所業務マニュアル、個人情報管理規定、個人情報保護マニュアル等に明記され職員に周知されています。 ・遵守すべき倫理や法令に関しての研修は、入社前研修や各種社内研修で行われています。また、入社時、退職時に守秘義務に関する誓約書が取り交わされています。 ・個人情報に関わるものは、鍵のかかる場所に保管するようしており、プライバシー保護については、全員で昼礼や職員会議時に話し合う機会が設けられています。 		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営本部として「職務要件定義」を策定しており、職種および等級ごとに人材育成方針を明確にされています。 ・「職務要件定義」と、尾崎保育所作成の「職務分担表」により、各々の役割を定義すると共に、職員に対する期待水準が明確にされています。 ・評価は、年2回の自己査定をもとに行われています。 所長による査定の後、エリア長、ブロック長による評価が加わります。 ・評価結果については、年2回査定面談を行い評価している点や今後の課題等が伝えられています。 		
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・運営本部の勤怠管理システムを使用し、所長とエリア長および運営本部とで有給休暇消化率や時間外労働時間のデータを把握、管理し必要があれば適宜注意喚起が行われています。 ・定期的に運営本部担当者が保育所を巡回し所長や職員との面談が行われています。業務に当たり職員が不足している場合は、応援体制や新規採用などの対策が採られています。また、残業が増加してくるような場合には、主任やフリー保育士が代わりに対応するなどの対策がとられています。 ・所長、主任が、一人ひとりと話し合う機会を作るよう努力されています。また、1年目社員が困っていること等は、先輩職員に報告・相談するチューター制度がとられています。 ・全職員を対象とした年1回以上のストレスチェックや、外部委託しているメンタルヘルスケアのサポート会社にいつでも相談できるシステムが用意されています。 ・福利厚生事業としては、慶弔に関わるものや厚生施設支援機関のスポーツ施設を利用出来たり、親睦会への補助制度などもあります。 ・育児休暇(現在1名取得中)や有給休暇について、所長、主任が声掛けして心置きなく取得出来るよう努められています。 	
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・「職務要件定義」により、それぞれの職員が目指す方向を明確にされています、また、所内には定義が掲示しており、全員が確認出来るようにされています。 ・「職務要件定義」では、職種や等級に応じた役割基準が明示されています。 ・経験年数・役割別に、階層別研修が計画的に実施されており、職員の必修科目として全員が勤務扱いとして参加されています。こどもの命を守るために必要なCPR訓練やリスクマネジメント等の研修は、どの階層でも毎年繰り返し行われ、一人ひとりの意識の維持・向上に繋がられています。 ・個別年間研修計画は、前期と後期で作成し、所長が内容を確認して一人ひとりの培ってもらいたい部分を見出し、知識向上に繋がるよう助言されています。個人毎に選択可能な自由選択研修では様々な内容の研修があるので、出来るだけ参加出来るよう個々への声掛けが行われています。 ・OJTの取り組みとして、先輩保育士が新人保育士の保育をひとつひとつ見て指導を行い、また新人保育士も先輩保育士の保育をよく見て、学び、1年を通してより良い保育を身につけるよう努力されています。新人を育成するチューター制度のチューターは困ったこと、悩んでいることなどの相談にのるとともに、育成の進捗状況について所長への報告・相談が行われています。 ・尾崎保育所では、月1回のCPR研修、1年間のテーマを決めた所内研修(2021年度は、選ばれる園づくりをテーマにしたもの)に取り組まれています。 	
11	<p>全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・法の基本方針や児童権利などについての研修は入社時に行われています。また、業務マニュアルにもその内容を明記し、必要に応じて目を通すよう指導されています。 ・子どもの主体性を大切に自分で選ぶことや個々の意思・意欲を尊重したうえで日々の保育が行われています。 ・虐待などの認識がしっかり身に着くよう、研修などで職員への意識付けが行われています。またクラスごとの連携を高め互いの保育を確認しあうようにして、気になる言動があった場合には所長、主任へ報告され本人に確認、指導が行われています。朝の受け入れ時には保護者からの聞き取りの他に、子どもの全身を視診し観察されています。子どもが訴えていることには耳を傾け、なるべく気持ちに寄り添うよう心掛け、異常があった場合には所長に報告されています。 ・虐待対応マニュアルをもとに、関係機関(野田市のこども家庭総合支援室)へ連絡する体制が整えられています。 	
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針がホームページや重要事項説明書に記載され、職員にはマニュアルに記載し運用が実行されています。 ・個人情報の利用目的は、入所説明会時に重要事項説明書などにて説明をし保護者の承諾を得られています。 ・実習生・ボランティア等に関しては、事前説明会時にルールへの厳守を説明・納得したうえで誓約書が提出されています。 ・保育所における個人情報の種類を再確認するとともに、開示の手続きを具体化されることが望まれます。 	

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事毎にアンケートを実施し、その内容を次の行事開催時の改善に繋がられています。また、運営委員会でも意見交換の場を作り、問題点、改善点が話し合えるようにされています。 ・意見・要望は、迅速に改善策を立て保護者に回答が返されています。職員には昼礼や職員会議の場で、保護者からの意見の周知や改善点の話し合いと指導が行われています。 ・送迎時に保護者一人ひとりに出来るだけ声掛けを行い、いつでも話しやすい雰囲気作りを心掛けられています。 ・年に2回の懇談会・個人面談を行いその内容が記録されています。(今年度はコロナ禍のため行われていません) 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者(クラス担任・主任)、苦情解決責任者(所長)が窓口になり相談を受ける取り組みが行われています。窓口は重要事項説明書や園だよりにより毎月記載し保護者への周知を図っています。また、保育所の玄関先にも掲示されています。 ・「苦情解決に関する要綱」が定められ、それに基づいてマニュアルが制定されています。 ・相談、苦情に関しては経緯などの記録後、工程をフォローする仕組みがとられています。 ・運営委員会で提示された質問や意見にはその場で丁寧な説明が行われています。また、議事内容の議事録は全保護者に配付されています。出された意見は内容により、運営本部への確認や職員間で改善方法を検討し、保護者には迅速に回答するよう努められています。今年度は苦情としての対応はありませんでした。 ・相談と苦情の定義を明確にして、保護者に的確に対応されることが望まれます。 		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の質の向上に向けて、年間指導計画・月案・週案・日案の記録を振り返り、計画の見直しは定期的に評価が行われています。 ・運営本部作成の目標管理シート、保育士職「評価シート」の評価をもとに、保育の質向上に向けて、4半期ごとにPDCAサイクルを実施し課題解決が行われています。個人の自己評価については査定を行うタイミングで行い、その後、所長からもフィードバックする時間が設けられています。 ・保育の自己評価や第三者評価の結果はホームページに掲載され、また、保護者や地域の来訪者がいつでも閲覧できるように玄関に置かれています。 		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の基本や手順は、業務マニュアル(運営理念・保育理念・保育方針等)や保健衛生・感染症・アレルギー・虐待等、各種マニュアルが作成され、手順や注意事項が詳細に記載されています。 ・各種マニュアルは新人育成や必要な時のみならず、所内研修等で全員で読み合わせを行うなど、定期的に活用されています。 ・マニュアルの見直しは定期的に行い、保健衛生・感染症に関しては新しい情報をもとに見直しが行われています。 ・保育所独自のマニュアルも見直しをしながら、円滑に安全に保育所運営ができるようにし、問題があった場合には全員で周知し合い検討されています。 ・コロナ対策においてもきちんとした対策が行われていますので、その都度マニュアル見直しを行うことが望まれます。 		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・保育所への問い合わせや保育所見学については、ホームページや尾崎保育所のパンフレットにて明記されています。また、園庭開放・自由園庭開放の実施予定を野田市報(保育課)や園だよりに記載され、来訪者の対応に努力されています。 ・問い合わせや保育所見学は丁寧な対応を心がけ所長や主任が対応されています。保育所見学希望者に対しては、所内を案内しながら保育所の概要を説明し、パンフレットが配付されています。見学者への質問に答える時間も設け、保育所見学と合わせて育児の悩みを聞くなど、育児相談も行われています。最後には、QRコードでアンケートをとり記録を残すことで、今後の見学対応やニーズの理解、保育所の向上のために活かされています。 	
18	<p>教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・入所時には「重要事項説明書」「入園のしおり」を配付し、入所前面談にて説明が行われています。 ・資料を見ていただきながら、理念、保育方針、保育所利用における決まりや1日の過ごし方、必要な持ち物、徴収させていただくものについてなど、丁寧な説明が行われています。また、外国の保護者に対応できるように、英語版の重要事項説明書を運営本部の方に作成されるよう提案されました。 ・入所時、重要事項や保育内容についての同意書を得るようにされています。 ・保護者会、運営委員会の場で、定期的に、保育内容に関する説明や質疑応答が行われています。また、その議事録も残されています。 	
19	<p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は新保育指針の趣旨をとらえ、求められている10の項目(学校に行くまでに育ってほしい姿)を取り込み編成されています。 ・全体的な計画は、毎年、全職員で経営理念・運営理念・保育理念・保育方針・最新の保育所保育指針の内容を理解し共有しあううえで、それらを具体化したものが編成されています。 ・年度末に各学年、前後のクラスと話し合いを持ち、昨年度の反省や一人ひとりの発達過程・家庭の背景をふまえたうえで、年間指導計画が作成されています。今年度は、コロナ禍での地域の状況を踏まえ、地域交流や行事の見直しを行ったものが作成されています。 ・保育の指導計画は主に担任が作成し、必ず所長・主任が確認のうえ、全職員に共有が図られています。 ・常に子どもがいる中で、全員の共通理解は難しいと思われませんが、各クラスの中において、きめ細やかな伝達が望まれます。 	
20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画に基づき、一人ひとりの子どもの発達を踏まえ見通しを持った長期的な年間指導計画・月案、短期的な週案・日案が作成されています。 ・3歳未満児、障がい児に対しては個別指導計画が作成されています。3歳児未満については、愛着形成を考えながら、日々の保育が展開されています。0歳児は担当制をとり保育されています。 ・特別な配慮が必要な子どもに対しては、保育課・保健センター(のびのび巡回)等の発達支援とも連携しながら、対応が行われています。また、担任だけでなく、全職員が共通認識をもち子どもに接し、無理なく成長を促せるように情報共有が図られています。 ・担任同士が保育実践の振り返りを通し意見交換を行い、共通理解のもと次回への保育内容や配慮が作成されています。 ・長期的な指導計画、短期的な指導計画を達成するために、計画に合わせた環境が構成されています。 ・指導計画の振り返り改善については、職員全体で改善に努められていますが、会議に参加していない職員の声も大事にすることが望まれます。また、尾崎保育所として、味噌作りプロジェクト・英語・リズム・体操保育等が行われていますので、積極的に指導計画の中に取り込むことが望まれます。 	

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止められています。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスに、年齢や発達段階に応じた玩具・自然物が用意され、子どもたちは、思い思いに遊びに楽しまれています。 ・人形やままごとで見立て遊びをしたり、積み木やブロックで空間構成を楽しむなど、発想豊かに十分に遊びを展開し、発達を促せるようコーナー遊びなど工夫されています。 ・砂場遊具は砂場近くに置き、すぐに取り出して遊べるようにしたり、保育所内でも、片付ける場所をわかりやすいように工夫するなど、子どもの自発性が発揮できるように働きかけられています。各部屋の環境構成も、自主性を育めるような工夫がされ、3歳以上児は子どもが自由に玩具を取り出せるよう、色分けされたコーナーが設置されています。 ・子どもが自由に遊べる広い所庭があり、のびのびと遊べる場所が確保されています。 ・子どもが自由に遊べる時間が、クラスの課題終了後確保されています。 ・保育者は子どもがのびのびと遊び、主体性を発揮できるような働きかけに努力されています。 ・自然素材や廃材などからものを作り出すような、発想力を育む遊びを、3歳以上児で展開できるようにするのが課題のようです。 		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所庭のプラタナスの木や、所庭で、虫や昆虫を探したり幼虫・金魚・メダカなどの飼育をしたり、季節の野菜(畑・プランター)を各クラスで育て自然に親しみ触れる機会を積極的に取り組まれています。 ・コロナ禍の前は、地域のお年寄りやさつまいもの苗植え等行われていたようですが、今年度は保育士と共に、近くの神社で落ち葉や、まっぼつくり、どんぐりを拾い制作で活用したり、サツマイモの茎でリース作りなどに取り組まれました。 ・市内5園の系列園と合同で、「野田市のみそづくり」プロジェクトを作り、5歳児がバスに乗って、隣駅の保育園近くの畑に枝豆の種植えをし、その後収穫し、大豆からみそづくりを行うことで、社会体験が得られる機会を作り、郷土愛や食育につなげられています。 ・広い所庭と自然豊かなまわりの環境を活かし体験の機会を多く持ち、生活に変化や潤いを与える努力をされています。また、所庭や畑・保育室前で収穫した野菜を給食室で調理したり、クッキング保育に利用するなど、日常保育に取り入れられています。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーナー遊びを基に、自ら工夫し魅力ある遊びを展開し人間関係や社会性が身に付くような言葉かけや援助がされています。 ・子ども同士の関わりの中で「ありがとう」「ごめんね」「かして」など、遊びや生活の中で言えるように保育士が援助をされています。喧嘩やトラブルなどでは危険が無いように見守りながら、必要に応じて解決に導けるように仲立ちをされています。 ・みんなで使う遊具を大切に扱うことや、トイレ・水道の使い方などルールが身につくような声掛けに配慮されています。 ・3歳以上児クラスは当番活動を通し自分の役割を知らせる取組みが行われています。5歳児は、日誌運び・メダカの世話・エプロン運びの当番等が積極的に行われています。 ・異年齢交流で、大きい子が小さい子をいたわりかばいあう姿が見られるなど、生活の中でも子どもの役割が果たせるような取組みが実施されています。 ・異年齢交流の年間計画が作成され定期的に交流が図られています。(ハロウィン・伝承遊びなど) 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な子どもに対して、友だちの中でお互いが育ち合えるように保育士の細やかな心遣いに対応が行われています。きめ細かい対応がとれるように加配をつけるなど、市役所と相談しながら、その子にとってより良い保育が進められています。 ・個別指導計画を作成し、日々の保育や発達過程が細かく記録されています。 ・個別指導計画に基づき、職員会議の場で共有と相談を行い、担任だけでなく全職員で共通理解を持つ対応が行われています。 ・運営本部や東葛支会の発達障がい研修に参加することで、障がい児保育への理解を深め、保育士のスキルアップに取り組まれています。 ・市役所(保育課)や保健センター内(のびのび巡回)と連携をとりながら、適切な支援ができるよう、保護者の気持ちにも寄り添いながら行われています。個別の状況により嘱託医・市の教育相談員・運営本部の臨床心理アドバイザー・言葉の相談員などの専門機関との連携を図り、指導・助言を受け、きめ細やかな対応が行われています。 ・保護者との情報交換が定期的に行われ、その内容が記録されています。 	
25	<p>在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育日誌には引き継ぎ事項・与薬・アレルギー・補食・夕食などが記入され、また各クラスのボードを基に引き継ぎを行い、さらに重要な事項については書面、または口頭で伝えられています。 ・所内研修には早番・遅番職員も参加し、職員との意思疎通が図られています。今年度はリモートでの研修が行われました。 ・家庭のぬくもりを感じられるような、温かでリラックスした空間で過ごせるように、環境が整っています。 ・夕方5時40分位から子どもが少なくなる時間には、年齢の異なる保育が行われていますが、危険のないように配慮されています。 ・保護者への重要な伝達は引き継がれているようですが、日常の生活の伝達が行き届かない点がみられますので、きめ細かい配慮の必要が望まれます。 	
26	<p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> □一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎時の対話や連絡帳・個人面談・保育参観・懇親会・行事への参加の際に家庭との情報共有を行い、必要に応じて記録が残されています。(今年度はコロナ禍で年間行事の見直しを行ったため、保育参観・懇談会は開催されていません) ・コロナ禍で保育参観・懇談会などを開催できなかったことから、保護者との送迎時の会話を通して、子どもの一日の様子(健康状態・どのように過ごしたかなど)を伝え、3歳未満児は連絡帳・ノートを活用し情報交換ができるようにされています。全クラスに対して、パステル・ハグノートなどの保護者とのツールを通して「園だより」「まけんだより」「給食だより」「日々の子どもたちの様子」「お知らせ」などの情報が日々各家庭に配信されています。ブログ「おざきっず」の更新も月1回の頻度で行われ、保育所の取り組みや様子が発信されています。 ・保護者からの相談には随時担任が対応し、内容は職員全員に共有されています。内容によっては所長との面談も行われています。 ・幼保小連絡協議会(年2回)に参加し、情報の共有化と相互理解が図られ、年度末には就学する学校に担任が出向き、引き継ぎが行われています。また、年長児と1年生との交流会を設け、入学への期待感を持てるようにされています。今年度はリモート交流が行われました。保育所児童保育要録は保護者の同意のもと小学校に送付されています。 ・コロナ禍において、なかなか保護者との交流が持たず、また、子どもの様子を見る機会がなくなり、保護者も不安を抱えているようですので、参加者の人数を分けて、保育所内の様子がわかるような計画が望まれます。 	
27	<p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師が保健計画を作成し、子どもの健康状態や発育の把握、向上に努め、毎月の発育測定、年2回の内科検診、歯科検診、尿検査を行い、入所時からの結果を記録されています。また、内科検診で「心雑音」と言われた子どもなど、特記事項のある子どもについては、職員間で共有されています。 ・子どもの健康状態については担任が送迎時に子どもの様子を観察し、保護者と情報の共有を図り、サーベイランス(運営本部の感染症情報収集システム)、看護日誌に記載し全職員が把握できるような取り組みが行われています。随時、嘱託医、嘱託歯科医への共有と相談が行われています ・入所説明会でSIDS(乳幼児突然死症候群)について保護者に伝え、仰向け寝の徹底と、毎月1回担当を決めてCPR(心肺蘇生)訓練を実施されています。 ・子どもの心身の状態を観察し変化があった際には記録や写真に残し、所長が面談を行い、その状況や結果は保育課や運営本部に報告されています。要保護児童対策児童の対象になった場合には、毎月報告書を提出し、要保護児童対策協議会において対応が検討されています。虐待の疑い等については、市役所内の子ども家庭総合支援課と連携し来所の際は、情報共有が行われています。また、毎月の情報提供カードに担任が記載し、その後送信して対応がとられています。 	
28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所業務マニュアルに「緊急時(怪我・病気・事故)の対応」が明記されています。体調不良や怪我が発生した場合には、子どもの状態に応じて保護者に連絡するとともに、看護師や嘱託医と相談し対応されています。また、マニュアルの「感染症」「食中毒対応」に沿って適切な処理と消毒の強化等の対応も行われています。 ・運営本部と野田市の感染症対応マニュアルを基に全職員衛生管理に努められています。日々の子どもたちの健康状態や欠席状況などをサーベイランス(運営本部の感染症情報収集システム)に記入し、子どもの健康状態の把握が行われています。保育日誌には、午前・午後の気温と湿度の記入と部屋の室温管理と共に十分な換気も行われています。感染拡大が疑われる場合には保育課や保健所との連携を図られています。感染症対策は更新されるたびに、全職員で研修をし周知されています。また、毎日清掃後「保育室掃除記録表」「トイレ清掃チェックリスト」に記載し、衛生管理に努められています。 ・子どもの疾病等の事態に備え、医務スペースを設置し、ベットを置いています。看護師が、各クラスの救急用品の点検と補充をし常備することで、全職員が対応できるようにされています。 ・現在コロナ禍の中での対応は十分に把握し、感染対策の周知と徹底を伝え、マスク着用、給食時午睡時の位置を記入用紙やカメラで記録するなど、有事の際に使用するようになっていきます。発生された場合においては、すみやかに保健所と連絡をとり対処されることとなっています。 	
29	<p>食育の推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間食育計画は、保育士・栄養士で年齢別に作成し、評価、反省も記録し改善に努められています。また、一人ひとりの子どもに見合った食事形態や食材形態、食具など発達に即した対応を栄養士とも連携されています。 ・子どもたちが栽培・収穫した野菜を給食やおやつに出したり、クッキング保育で野菜を洗ったり皮むきの手伝いをすることで、自然の恵みや調理する人への感謝の気持ちを持つように配慮されています。 ・食物アレルギー児に対しては、アレルギー対応マニュアルに基づき、医師の診断のもと除去・代替食が提供されています。栄養士・看護師・担任と半年に一度はアレルギー面談を行い、状況を共有されています。 ・誤食防止のため提供する職員は提供する前に表の確認や声だし確認を行ない、さらに専用エプロン・帽子を着用したり、専用トレイや机を別にするなどマニュアルを踏まえた防止策がとられています。今年度は牛乳アレルギー児1名、宗教食児1名に対応されています。 ・食の細い子や苦手な食べ物の時には量を調整するなどして、全量摂取の満足感を味わえるような取り組みが行われています。 ・コロナ禍で給食・おやつ時は、黙食を子どもたちに伝えているため、楽しめる雰囲気作りを課題とされています。 ・食育に力を入れていて、0歳児～5歳児まで畑やプランターを利用して野菜作りをしています。また、野田市の5園の年長児で畑を借りて、「枝豆」を育て大豆を収穫し、野田産の味噌作りをすすめられています。毎年保育所でも味噌作りをして、年長児にメニューの希望を聞き提供されています。 	

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日に数回、室内換気をするると共に1日に2回温度、湿度を計測し、保育日誌に記入されています。冬期は加湿器を設置し適度な湿度を保ち感染が広がらないようにされています。加湿器の取り扱いには衛生的に対処されています。 ・職員・子どもたちには手洗い、うがいを徹底し保護者にも協力を呼びかけられています。嘔吐・下痢が発生した場合の対応については看護師が全職員対象に研修を行い正しい処理の仕方が確認されています。職員は、保育に入る前、衛生チェックを行い手洗い身なり等にも十分注意して子どもと接するように努められています。 ・野田市や運営本部と相談し、施設の老朽箇所のできるどころから整備をして維持管理に努められています。エントランス、0・1歳児テラス天井、給食室内の修理が終わり、定期的なエアコン清掃、暖房設備点検も行われています。室内外の環境整備の工夫は今後の課題として継続的に取り組まれる予定です。来年度は事務所のエアコン工事が予定されています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 □設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やアクシデントが発生した場合、発生原因の分析、再発防止策を「事故防止・対応マニュアル」に沿い全職員で考え対応されています。また、事故発生時の緊急フローチャートを職員に周知対応されています。 ・アクシデント報告書の記録作成後は、運営本部としてもデータを残し法人全体として再発防止に努められています。 ・他園で起きたアクシデントの情報が入った場合、職員全員で共有し各クラスで話し合い、再発防止レポートをまとめ、保育所での防止に活かされています。 ・外部からの不審者が確認された場合は、すぐにセコムに出動要請出来るシステムが整備されています。戸外活動時にも、ココセコム(小型のセコム)を持ち歩き、常にセコムに通報できるようにされています。また、不審者対応訓練を年に2回行い、課題などが話し合われています。危険箇所については、毎日1回安全チェック記録表に職員が点検後記録し、施設の安全向上に努められています。 ・保育所前の道路への園児の飛び出しの危険性に備え、門扉の改善および安全監視員などの配置が望まれます。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時対応マニュアル」や「野田市防災ハンドブック」などを基本に、地震・竜巻・風水害の設定で毎月防災訓練を行い記録を残されています。災害時の役割分担として、自衛消防組織編成表を作成し掲示されています。 ・避難訓練は毎月行われ、時間帯や状況を変えて実施し、年1回は消防署指導のもと避難訓練、消火訓練の指導が行われています。 ・保育所には、非常食、水、携帯トイレ、アルミブランケット等、非常事態に備えて常備されています。 ・緊急連絡用携帯電話・緊急時メール配信システム・緊急連絡網を設置し子ども、職員の安否確認が取れるようにされています。 ・台風などの休園情報や緊急時には、保護者との共有ツール「パステル」でメールの一斉送信をするなどして、迅速に必要な情報を提供するシステムが整えられています。 ・エントランスには「保育所周辺安全マップ」を掲示しており、保護者への非常災害時の避難場所(一時集合場所、広域避難場所)や、災害伝言ダイヤルの登録も継続して伝えていくことを今後の課題とされています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てニーズを受けて、日曜・祝日の休日保育が行われています。 ・緊急事態宣言解除後に、保育所見学や園庭開放・自由園庭開放を再開し、来所してくる保護者に育児相談や援助が行われました(2月現在は中止中) ・保育所に隣接している畑を近隣の方から借用しており、その畑を子どもたちとの交流を兼ねて、敬老会会員に芋苗えや収穫の手伝いをしてもらい地域との交流が行われていましたが、今年度はコロナ禍のため実施されていません。 ・毎月の発行される園だよりは、自治会の協力を得て回覧され、地域の方々に保育所の情報が発信されていましたが、今年度は実施されていません。 ・尾崎小学校1年生と5歳児にてリモートによる交流会を行い、地域との情報交流の場を広げられました。 		